

兵庫県稲美町農業委員会  
令和4年12月定例会会議録

- 1 開催日時 令和4年12月20日（火）13時30分～14時30分
- 2 場 所 稲美町役場 本館3階 303会議室
- 3 議 事  
議案第42号「農地法第3条の規定による許可申請について」  
⇒許可（3件）  
議案第43号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」⇒許可相当（1件）  
議案第44号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」⇒許可相当（4件）  
議案第45号「農用地利用集積計画の決定について」⇒決定
- 4 出席委員（12名）  
1番・藤本勝彦 2番・坂本英正 3番・松尾和孝 5番・梅本成子  
6番・上田尚秋 7番・船岡重夫 8番・坂元三郎 9番・井澤 守  
11番・丸山治正 12番・大西寿々代 13番・福田 修 14番・高松幹博
- 5 欠席委員（2名）  
4番・山口 透 10番・鳴瀬敏雄
- 6 事務局  
局長 松本るみ子 課長補佐 中川 剛
- 7 議事録署名人  
6番・上田尚秋 委員 7番・船岡重夫 委員
- 8 議 事  
事務局： ただいまから令和4年12月定例会を開会いたします。  
開会にあたり、稲美町農業委員会会長坂本が開会の挨拶を申し上げます。  
会 長： 開会挨拶  
事務局： ありがとうございます。それでは、議事にはいります。  
稲美町農業委員会会議規則第4条には「会議は会長が議長となり会議を運営する」との規定がございます。会長が議長に就任し、議

事を進行いたします。よろしく申し上げます。

議長： それでは、議事に先立ちまして、会議の成立と委員の出席状況を報告いたします。稲美町農業委員会会議規則第6条の規定では、会議の成立には過半数の委員の出席が必要とされております。

本日は、委員12名が出席されていますので、会議は成立いたします。

次に、本日の会議の議事録署名委員を、稲美町農業委員会会議規則第13条の規定により、議長より指名いたします。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長： 異議なしの声がありましたので、指名いたします。

議事録署名委員は、6番上田尚秋委員、7番船岡重夫委員の両名にお願いいたします。

ただいまから議事に入ります。委員各位のご協力よろしく申し上げます。

今月の議案は、既に配付しておりますとおり、議案第42号～第45号まででございます。よろしくご審議をお願いします。

議長： それでは、議案第42号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。申請件数は3件です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所在： 稲美町蛸草字中條（蛸草中条集落内）

地目： 田（現況 畑）

面積： 472㎡

移動する権利： 所有権

譲渡人： 町外在住所有者

譲受人： 地元農家

農機具： トラクター・田植機・コンバイン・乾燥機・軽トラック等

栽培作物： 水稲・野菜 申請地は水稲

議長： 「番号1」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は衣笠委員です。申請地はこれまで野菜が栽培されてきました。これからは譲受人が水稲を栽培する計画ですので、特に問題ないとの報告をいただいています。

議長： 「番号1」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

事務局： 令和4年12月15日13時30分～17時00分までの間、9番井澤守農地担当副会長補佐、3番松尾和孝委員、11番丸山治正委員及び事務局1名の合計4名で、申請地の現地調査を実施しました。

担当委員から調査結果を報告願います。

11番・丸山委員： 申請地は給排水があり、これまで家庭菜園のように利用しておられたようです。隣接は譲受人が所有する農地で、境界はコンクリートU字溝を裏返して置いてあります。一体化すれば効率よく耕作できると思います。許可しても問題ないと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号1」は申請のとおり許可することに決定します。

次に、「番号2」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号2」

所 在：稲美町中村字向岡	田	893㎡ (五郎右衛門池東)
幸竹字池の下	田	1,087㎡ (幸竹池西)
2筆合計		1,980㎡

移動する権利：所有権

譲渡人：町外在住所有者

譲受人：地元農家

農機具：トラクター・田植機・草刈機・農用自動車

栽培作物：エダマメ・イチゴ・トウモロコシ・果樹等

議長： 「番号2」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は、吉田委員と米澤委員です。許可しても問題ないとの報告をいただいています。

議長： 「番号2」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

3番・松尾委員： 申請地はどちらも耕運されてきました。譲受人は町内で野菜や果樹を栽培している熱心な農家ですので、許可しても問題ないと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。  
申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。  
(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号2」は申請のとおり許可することに決定  
します。  
次に、「番号3」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号3」

所在： 稲美町岡字内ヶ池上 田(現況畑) 126㎡  
田(現況畑) 975㎡  
(広谷池南方) 2筆合計 1,101㎡

移動する権利： 所有権

譲渡人： 地元所有者

譲受人： 地元農家(認定新規就農者)

農機具： 刈払機・軽トラック・防除機

栽培作物： ブドウ

議長： 「番号3」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願いま  
す。

事務局： 地元最適化推進委員は衣笠委員です。申請地は譲受人が経営するぶ  
どう畑に隣接しています。ぶどうを栽培される計画であれば、許可し  
ても問題ないとの報告をいただいています。

議長： 「番号3」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

11番・丸山委員： 申請地はきれいに草刈りがしてありました。長期間耕作さ  
れていないと思います。譲受人の農地に隣接していますし、熱心にブ  
ドウ栽培をしておられます。許可しても問題ないと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ご  
ざいませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。  
申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。  
(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号3」は申請のとおり許可することに決定  
します。

議長： それでは、議案第43号「農地法第4条第1項の規定による許可申  
請に対する意見について」を議題といたします。申請件数は1件で

す。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所 在：稲美町蛸草字上條	田	20㎡
	田	138㎡
(広谷池北方) 2筆合計		158㎡

申請人：地元建設業者

転用目的：賃貸露天駐車場

土地利用計画：申請地西隣で既に駐車場として借りている宅地と一体利用する。北の県道高さまで造成し砂利敷する。駐車区画は6台分。雨水は勾配をつけるとともに、素掘りの溝を経由して東側の既存の深い水路へ流す。

議長： 「番号1」について、地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は衣笠委員です。北は道路、西は駐車場、南は田、東は水路を経て田です。転用による影響は特にないと報告をいただいています。

議長： 小委員会から調査結果を報告願います。

9番・井澤委員： 申請地の西は既に駐車場として利用されています。北は県道、南は田で、東側には水路があります。道路との境に側溝はありません。現地調査時に雨水が田に流れ込むのではないかと心配したのですが、素掘りの溝をつけてもらえるならよいと思います。周辺の農地や道路等への影響は無いように思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号1」の転用について、賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号1」は申請のとおり転用が相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

議長： それでは、議案第44号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。申請件数は4件です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所 在： 稲美町蛸草字中條（蛸草交差点南西方）

地 目： 田

面 積： 4 3 9 m<sup>2</sup>

移動する権利： 所有権

譲渡人： 地元所有者

譲受人： 総合建築業者

転用目的： 露天資材置場・駐車場

土地利用計画： 申請地の北側は住宅、西側は水路・道を挟んで住宅。

南側は水路を挟んで住宅と農地。東側県道の高さまで盛り土し、整地する。北側は住宅擁壁まで盛土、西側・南側境界は擁壁せず、水路及び道との境界から1m幅の平坦地を設け、斜面仕上げする。雨水は南側既設水路へ流す。

議 長： 「番号1」について、地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は衣笠委員です。申請地は信号のある交差点に近いが、頻繁に出入りするものでなければ通行に大きな影響は無いと思われる。また農業用排水、周辺農地への影響も特にないと思うとの報告を受けています。

議 長： 小委員会から調査結果を報告願います。

9番・井澤委員： 申請地は県道から1mほど低くなっており、保全管理されてきました。北側の宅地は県道より高く擁壁されており、雨水が流れ込む心配はありません。残る2方には水路があり、雨水は南側の既存水路に流れる計画ですので、転用による農地や道路への影響は無いものと思います。

議 長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

（意見、質問なし）

議 長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号1」の転用及び所有権の移転について、賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議 長： 全員賛成ですので、「番号1」は申請のとおり転用及び所有権の移転について許可相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

次に、「番号2」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号2」

所 在：稲美町印南字西場	田	5 6 5 m <sup>2</sup>
	田	8 5 2 m <sup>2</sup>
	田	1, 0 1 8 m <sup>2</sup>
	田	5 7 5 m <sup>2</sup>
(百丁場集落南西) 4筆合計		3, 0 1 0 m <sup>2</sup>

※ 転用面積3,000m<sup>2</sup>超えにつき、兵庫県農業会議に意見を求める。

移動する権利：所有権

譲渡人：地元所有者

譲受人：太陽光発電事業・不動産業者

転用目的：太陽光発電施設

土地利用計画：申請地周囲に宅地あるが、3方は農地に囲まれている。

西側は道（現況は畦）あり。地表は整地工事のみ行い、透水性のある防草シートを敷設。境界より内側に1.2m高さのフェンスを設置する。出入口は南西角に設ける。雨水は原則自然浸透とするが、処理しきれないときは西側既存の水路に排水する。太陽光発電モジュール1, 229枚。傾斜角1度で設置。高さは最低1m～最高2.42mの計画。

民家横辺りで高くなりそうなので、近隣への説明を十分行うよう要請する。

事務局： 説明は以上です。

議長： 「番号2」について、地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は田口委員です。申請地の周囲は田園が広がっているが、用排水への影響はないと思われるとの報告をいただいています。

議長： 小委員会から調査結果を報告願います。

3番・松尾委員： 申請地はそれぞれパイプラインが設置されており、耕運されてきました。申請地に隣接する農地にもパイプラインが設けられており、排水もあります。議案の位置図ではわかりませんが、周辺には既に大規模な太陽光発電施設があります。申請地は整地程度で盛土等を行わない計画ですので、雨水は農地の時の排水経路を使用できると思います。用排水や農地への影響は問題ない程度だと思われます。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

7番・船岡委員 造成せず整地程度であれば、南側の低い農地の雨水は西側の水路に放流できないと思います。南側には排水はありますか。南は藪

でかなり低くなっていたと思います。

3番・松尾委員： 南の端に農地の時の排水口があります。神戸市西区地内を通って川まで流れるようになっていました。

13番・福田委員： 申請地にバルブがあるようですが、撤去されますか。

事務局： 確認し、撤去するよう伝えます。

議長： 他に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号2」の転用及び所有権の移転について、賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号2」は申請のとおり転用及び所有権の移転について許可相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

次に、「番号3」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号3」

所在： 稲美町北山字金守山（下ノ池北方）

地目： 畑

面積： 143㎡

移動する権利： 所有権

譲渡人： 地元所有者

譲受人： 会社員

転用目的： 露天駐車場

土地利用計画： 申請地は進入路のない囲繞地。北側・東側は譲受人住宅、南側も宅地、西は畑。西・南境界はブロック2段積みする。表層部セメント改良し砕石敷く。雨水は自然透過または西の畑へ。畑所有者了解済。

議長： 「番号3」について、地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は山田委員です。申請地には進入路はありません。もともと給水排水のない畑なので、雨水が隣の農地へ流れ込むことについては農地所有者に了解してもらっておられます。他には影響はないと思われますとの報告をいただいています。

議長： 小委員会から調査結果を報告願います。

11番・丸山委員： 申請地はきれいに草刈がしてありました。譲受人の住宅用に駐車場を作る転用です。雨水排水については隣接農地の了解も得ておられるようですし、従来の通り流れるので、転用しても問題はないものと思います。



議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号3」の転用及び所有権の移転について、賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号3」は申請のとおり転用及び所有権の移転について許可相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

次に、「番号4」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号4」

所在： 稲美町草谷字相野（魚住池西）

地目： 田（現況 畑）

面積： 305㎡

移動する権利： 所有権

譲渡人： 地元所有者

譲受人： 中古車販売・車修理業

転用目的： 露天駐車場

土地利用計画： 申請地北は譲受人の事業所。三方擁壁し、造成後砂利敷する。雨水は南側既設水路へ。多少土砂が入っていることについての始末書添付。

議長： 「番号4」について、地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 調査は藤本委員にお願いしました。申請地北は譲受人の事業所、東はため池、西と南は田です。申請地は進入路がなく、しばらく耕作された様子はありません。北側から少量の土砂が流入しています。地上げする高さが気になりますが、周辺農業用水路や農地への影響は問題ないと思います。

議長： 小委員会から調査結果を報告願います。

9番・井澤委員： 申請地北側は譲受人の事業所です。2メートル以上地上げされれると思います。雨水は南側にある既存の水路に流す計画です。転用しても周辺農地や道路等への影響はないものと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

7番・船岡委員： 擁壁が高くなるようですが、池の土手の管理に影響はない

でしょうか。

1 番・藤本委員： 現地を確認した際に、申請地と池の堤体の間には水路様の土地がありました。土手焼きなどの管理はできると思います。

議長： 他に意見、質問がなければ採決いたします。

「番号4」の転用及び所有権の移転について、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長： 賛成多数ですので、「番号4」は申請のとおり転用及び所有権の移転について許可相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

議長： それでは、議案第45号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議長： それでは、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「概要」

利用権を設定する申請者（借受者）：4件

利用権を設定する申請者（貸付者）：10件

申請筆数：20筆

申請面積：24,798㎡

「各筆明細」（町が作成する農用地利用集積計画）

利用権を設定する申請者（借受者）：2件

利用権を設定する申請者（貸付者）：4件

申請筆数：9筆

申請面積：11,462㎡

「各筆明細」（農地中間管理機構が借受転貸を同時に行う）

利用権を設定する申請者（借受者）：2件

農地バンク：1件

利用権を設定する申請者（貸付者）：6件

申請筆数：11筆

申請面積：13,336㎡

議長： 地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 最適化推進委員に調査依頼をしたものは、ありませんでした。

議長： 委員方でご意見、ご質問はございませんか。

7番・船岡委員： No.1の借受者は何歳位ですか。

事務局： 30代です。

議長： 他に意見、質問がなければ採決いたします。

農用地利用集積計画を決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、農用地利用集積計画は、原案のとおり決定いたします。

議長： 以上で、本日予定しておりました議事は、全て終了いたしました。  
委員各位のご協力に感謝申し上げ、令和4年12月定例会を閉会いたします。

上記のとおり会議録を調整する。

令和4年12月20日

議長 坂本英正

委員 上田尚秋

委員 船岡重夫